# 都市計画税に関する課税誤りについて

### 1. 経 緯

都市計画税については、合併以前から栃木地域及び大平地域の市街化区域において課税されていましたが、合併による不均一課税を解消するため、平成27年度から藤岡地域及び都賀地域、平成28年度から岩舟地域の市街化区域において課税が始まりました。

平成28年度に三地域の都市計画税の新規課税を終えたことから、 今年度に入り、課税データの再確認作業を行ったところ、栃木市全 体で、家屋所有者425人、土地所有者5人、合計430人(過大課税 226人、賦課漏れ204人)の課税誤りが判明しました。

### 2. 原 因

今回の課税誤りは、家屋に関することが主なものです。平成27年に撮影した航空写真を地理情報システム(GIS)を使って地図データと突合した結果、精度の向上により家屋の建築位置が明確になったことから、市街化区域と市街化調整区域の所在区分の誤りが判明したものです。

- ① 課税データ入力時に都市計画図を確認しながら市街化区域と市 街化調整区域の区分を入力しますが、入力の際に判断を誤った ものです。
- ② 市街化区域と市街化調整区域の境界付近の家屋所在地の認定を誤ったものです。

#### 3. 課税誤りの人数及び金額

## 《人 数》

過大課税 (還付)	賦課漏れ	合 計
2 2 6 人	204人	4 3 0 人

#### ≪金 額≫

還付額(本税相当額)	還付加算金	合 計
14,283,600 円	4,922,000円	19, 205, 600 円

※還付加算金:平成29年6月30日を基準日として算出。

※還付期間:最長20年間の還付額。

## 4. 課税誤りに対する対応

地方税法及び栃木市過誤納返還金交付規則の規定により返還いたします。

返還するには予算措置を伴うことから、6月議会において補正予算 を提出し議決後、7月から返還を行う予定です。

賦課漏れについては、現時点では過年度分は課税しない方針です。

### 5. 再発防止策

課税データの入力にあたっては、複数の職員により相互チェックを行っておりましたが、今後はチェック体制の強化を図るため、家屋課税データと土地課税データの突合を電算システムを使って機械的にチェックし、更に職員のチェックを行い、二重三重のチェック体制を確立しながら再発防止に努めます。

問合せ先 栃木市役所 財務部 資産税課 山岸 TEL 0282-21-2763